

京都府流域下水道共同研究実施要綱の運用について

1. 共同研究の趣旨

京都府流域下水道では、従来から公共用水域の水質保全を図るため、高度処理や汚泥の有効利用をはじめとする様々な課題についての取り組みを進めている。そして、現在も引き続きこうした課題に加え、省エネルギー、災害対策等々解決すべき課題が山積している。

このような課題に取り組むためには、民間等他団体との協同が不可欠であるとともに、特に新しい技術については、下水道処理過程における適用性の検証や、具体的な操作条件の検討を行う必要があるため、現地における検証、検討が必要不可欠である。

こうしたことから、本府では、京都府流域下水道共同研究実施要綱（以下、「要綱」という。）を定めるとともに、研究、技術開発のフィールド、あるいは下水、汚泥等の研究材料を民間等他団体に提供することにより、民間等の技術開発を促進し、様々な課題に対する対策を検討、実施する目的で、本共同研究を実施する。

2. 実施要件

共同研究の実施要件については要綱に合致する他、要綱第2条のとおり、以下の要件を満足する必要がある。

①合理的かつ効果的であること。

近年の研究、技術開発動向等を考慮し、その内容に無理がなく合理的であること、将来性があり効果的であると認められること。

②公益性を有すること。

その成果について広く府民、国民への還元が期待できるものであること。

③必要な技術的能力及び経済的基盤を有すること。

研究実施に必要な、技術的能力、経済的基盤を有していること。

④府の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。

府の業務（建設業務、維持管理業務等）に支障を及ぼすおそれがないこと。

3. 共同研究の類型及び分野

本共同研究は、要綱第3条のとおり、以下の類型を設定している。

①民間企業等が自由に提案するテーマでの研究開発（自主提案型）

②府が指定する具体的なテーマでの研究開発（公募型）

①は民間等他団体が自主的に提案する課題のうち、「2. 実施要件」に合致するものを想定している。

②は京都府において早期に解決が必要とされる課題について、民間等他団体が持つ新技術や情報を活用するため、京都府が課題を設定して行うものをいう。

課題（テーマ）については、以下の分野を想定しており、②（公募型）については、技術審査委員会で決定し、公募するものとする。

（1）下水道施設の安全性向上に資する技術開発

（2）下水道施設の効率化に資する技術開発

（3）下水道施設における地球環境保全に資する技術開発

（4）その他

4. 実施手続

(1) 共同研究の募集

府は定期的に、期間を定めて共同研究の募集を行うものとする。

(2) 共同研究の申請

共同研究を行おうとする者は、「3. 共同研究の類型及び分野」に合致する別記第1号様式により「共同研究申請書」を作成し、環境部水環境対策課に提出する。

(3) 審査

府は「共同研究申請書」の内容を検討するとともに、「技術審査委員会」において採用の可否を審査し、その結果を別記第2号様式により申請者に通知する。

(4) 協定の締結

「技術審査委員会」の審査の結果、採用となったものは、申請者と府で協議の上、共同研究協定を締結し、共同研究を開始する。

(5) 共同研究の進め方

共同研究は、必要に応じ関係機関の職員等で「研究会」を設置し、進めるものとする。

(6) 研究結果のまとめ

研究終了時に、その内容および結果についてとりまとめ、「技術審査委員会」に報告する。

5. 共同研究採用に当たっての審査事項

共同研究採用の可否については、以下の事項を総合的に検討するものとする。

(1) 提案された技術開発テーマの合理性及び公益性

(2) 共同研究申請者の技術的能力及び経済的基盤

(3) 京都府の業務への影響

(4) フィールド提供の可能性（合理性、公平性等）

(5) 実施条件

ア 負担の範囲及び条件

イ 実施場所、実施期間等の研究条件

ウ 特許等工業所有権及び研究成果の取扱い

エ 事故管理責任の明確化

オ 維持管理データの取扱い

カ その他必要事項

6. 場所、材料のみを提供する研究開発について

設備の展示（デモンストレーション等をいう。）等その内容が軽易なものについて、共同研究という形態をとらず、研究開発の場所、あるいは材料を提供することがある。